

やまと起業家支援スペース

リゲル

「Rigel」(インキュベーションオフィス)

募集要領

入居日 2025年(令和7年)9月1日～



大和市は“起業家”を応援しています

大和市内での起業を目指す「起業家」を対象として
インキュベーションオフィス「Rigel」の入居者を募集します
幅広い世代が様々な活動のため集まる建物内にあり
オフィスとしては少々賑やかな環境ですが、
市の施設のため、使用料に経済的なメリットがあります
「Rigel」から羽ばたく時に活用できる助成金もあります

～大和市を代表する事業者を目指しませんか?～

大和市役所 産業活性課

☎ 046-260-5135(直通)

I やまと起業家支援スペース「Rigel (リゲル)」とは

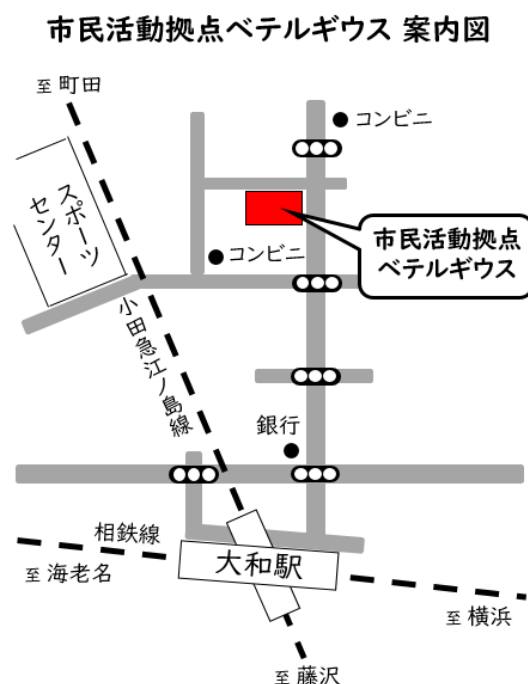
やまと起業家支援スペース「Rigel」は、2018年（平成30年）4月に開設されたインキュベーションオフィス（レンタルオフィス）です。

このインキュベーションオフィスは、これから大和市内で起業する方や起業して間もない事業者を支援するためのもので、市民活動拠点ベテルギウス内に5区画設置しています。市内経済の活性化を目的としているため、「Rigel」の利用終了後も大和市内の事業所や店舗などで事業を継続する意思を持つ起業家を入居の対象としています。今までに計21名の起業家が入居してきました。

「Rigel」入居者は、やまと起業サポートセミナー（市主催の創業セミナー）に優先的に参加できます。セミナーの内容については、入居者の事業進捗段階に応じて企画します。やまと起業サポートセミナーで4つのテーマ（経営、財務、販路開拓、人材育成）を受講し、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けることによって、会社設立時の登録免許税軽減などの特例措置（メリット）を受けることができます。

I 所在地

大和市深見西1-2-17 市民活動拠点ベテルギウス1階
（小田急江ノ島線、相鉄線「大和駅」から徒歩10分）



市民活動拠点ベテルギウス

旧図書館を改修して整備された市民活動の拠点となる施設です。建物内には、市民サークル・団体が利用する「部室」（約50室）や市民活動センターのほか、青少年センター、公益社団法人大和市シルバー人材センターなどが入っています。



2 施設内容

やまと起業家支援スペース 5区画（1区画 約10㎡）

3 利用日

年末年始（6日間）を除く毎日

- ・ただし、月1回（毎月第3月曜日予定）は施設点検のため休館になります。
- ・その他、施設・設備の都合上、メンテナンスが必要になった時は、急遽休館になる場合があります。予めご了承ください。

4 利用時間

午前 9 時から午後 9 時まで

※諸般の事情により利用制限が生じる場合があります。

II 施設概要

I 面積、使用料等

区画	面積	使用料(年額)※	今回募集対象
1	9.60 m ²	93,584 円	○
2	9.70 m ²	94,559 円	×
3	10.33 m ²	100,700 円	×
4	9.05 m ²	88,222 円	○
5	9.60 m ²	93,584 円	○

※使用料は 2025 年度の年額です。

翌年度以降の使用料は、土地及び建物評価額に応じて若干の変動があります。

2 仕様(各部屋共通)

項目	内容	備考
① 区画数	5 区画	高さ 2.2 m のパーティションによって区切られたスペース(南京錠で施錠可) ※完全個室ではありません
② 床仕上げ	フローリング	床面は経年劣化が進んでいるため、カーペット等の使用を推奨
③ 電気	照明、電源コンセント 1 箇所(2 口)	15 アンペア(ノート PC 等、消費電力の少ない事務機器の利用を想定)
④ 電話	電話線受け口 1 カ所	館内配線のみ(要別途契約)
⑤ 無線LAN	館内共用 WiFi 利用可	無料、 有害情報等の閲覧制限あり
⑥ 有線LAN	1 口	館内配線のみ(要別途契約)
⑦ 給排水	区画内の設置なし	館内のトイレ、給湯室を利用可
⑧ 空調	個別空調なし	館内全体での温度管理
⑨ 郵便受け	設置	宅配便預かり不可
⑩ 駐車場	専用駐車場なし	北側に有料時間貸し駐車場あり ※定期利用契約はできません

3 使用料の納付方法

(1) 使用料の納付方法

使用許可を受けた期間の初日から1カ月以内に、当該年度(3月まで)の使用料全額(1年に満たない年度は日割額)を納付いただきます。

なお、使用者の都合により期間途中で使用を停止した場合や、違反行為等により使用許可を取り消された場合でも、納付済みの使用料は返還できません。

(2) 使用料以外に負担いただく費用（各設備を使用する場合のみ）

- ・ 固定電話に係る費用
- ・ 有線インターネットに係る費用

※各提供事業者へのご自身で申込、契約が必要です。MDFから各区画までの配線は敷設済みですが、その他の設置費（原状回復含む）や利用料金は使用者にてご負担ください。

4 使用形態・期間

対象区画を事務所又は店舗として使用できます。事業内容は事前にご相談ください。

使用期間は最長 2 年（延長なし）で年度毎に行政財産の目的外使用手続きが必要です。

5 注意事項

- ① 休館日や開館時間外の入退館、施設の使用はできません。
- ② 区画内の日常清掃や定期清掃、ごみ処理は、使用者にて法令に従い実施ください。
- ③ 建物維持管理のため、区画内に外部委託業者等が立入ることがあります。
- ④ 建物全体で自衛消防組織が編成されますので、防災訓練には必ず参加ください。また、区画内には使用者にて初期消火用の簡易消火具を用意し、設置ください。
- ⑤ 火気の使用、飲酒、喫煙、大きな音や振動や強い臭いを発生させる等、他の施設利用者に迷惑が掛かる行為、施設を損傷させる行為は禁止します。
- ⑥ 動物（介助犬・盲導犬等を除く）を連れての使用はできません。
- ⑦ 区画の扉にカーテンを付けたり、ガラス面をポスターで覆うことは禁止します。
- ⑧ 施設の一部又は全部を第三者に譲渡転貸し、又は担保の用に供することはできません。
- ⑨ 次の方は本施設を使用できません。
 - ・ 各種税金等を滞納している者
 - ・ 公序良俗に反する事業を行う者
 - ・ 暴力団関係者（暴力団員、暴力団経営支配法人など）
 - ・ その他、使用条件を満たさない者や注意事項を遵守しない者
- ⑩ 使用条件に違反したとき、又は、施設を公用若しくは公共用に供するため必要が生じたときは、期間途中であっても使用許可を取り消す場合があります。
- ⑪ 使用後は、施設を原状回復いただきます。経年変化や通常の使用によって生じた損耗を超える損傷がある場合は、使用者の負担にて復旧いただきます。
- ⑫ 市が実施する事業へのご協力（施設見学者への対応や先進事例としてセミナー等での講演、資料提供等など）をお願いします。
- ⑬ 古い建物のため、急遽施設メンテナンスを実施するなどの理由により、休館になることがあります。また、全館空調管理のため、区画内の温度調整は個別にできません。その点を予めご了承の上、お申込みください。

設備は現状渡しとなります。また、区画に隣接する市民交流スペースや青少年センターは、幼児から高齢者まで様々な人が利用し、音が出る活動やイベントも開催されます。
建物内他施設の利用状況等も含め、必ず現地確認いただき、ご了承の上お申込みください。

Ⅲ 使用者(入居者)の募集について

1 申込期間

2025年(令和7年)4月1日(火)～2025年(令和7年)5月30日(金)

※最終日の申込受付は17:00までになります。

※申込期間終了後、申込数が募集区画数に満たない場合は受付を継続します。市ホームページをご確認ください。

2 対象者

大和市内での起業又は事業展開を考えている、次のいずれかに該当する方

① 1年以内の起業をめざす個人

② 令和7年9月1日時点で起業後3年未満の個人事業主(開業届出書提出後3年未満)

③ 令和7年9月1日時点で起業後3年未満の法人代表者(法人設立登記後3年未満)

※個人事業主として開業後、法人成りした場合、個人事業主として開業届出書を提出した日が起業の起算日になります。

3 申込方法

次の書類を申込期限までに大和市役所産業活性課に直接ご持参ください。

申込必要書類		
① 1年以内の起業を目指す個人	② 起業後3年未満の個人事業主	③ 起業後3年未満の法人代表者
<input type="checkbox"/> 使用申込書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 使用申込書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 使用申込書【指定書式】
<input type="checkbox"/> 事業計画書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 事業計画書【指定書式】	<input type="checkbox"/> 事業計画書【指定書式】
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	<input type="checkbox"/> 開業届出書の写し	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部事項証明書写し ※発行日が申込日から3カ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 直近の市民税の納税証明書の写し	<input type="checkbox"/> 直近の市民税の納税証明書の写し	<input type="checkbox"/> 直近の法人市民税の納税証明書の写し
<input type="checkbox"/> 許認可等を取得していることがわかる資料の写し ※許認可等が必要な事業を行う場合のみ	<input type="checkbox"/> 許認可等を取得していることがわかる資料の写し ※許認可等が必要な事業を行う場合のみ	<input type="checkbox"/> 許認可等を取得していることがわかる資料の写し ※許認可等が必要な事業を行う場合のみ
/	<input type="checkbox"/> 直近の所得税青色申告決算書の写し ※令和7年開業の場合はなしで申込可	<input type="checkbox"/> 直近の決算書の写し ※法人登記後、最初の決算を迎えていない場合はなしで申込可
	<input type="checkbox"/> 事業概要がわかる資料(パンフレット等) ※ある場合のみ	<input type="checkbox"/> 法人概要がわかる資料(パンフレット等) ※ある場合のみ

※申込書・事業計画書の書式は市ホームページからダウンロードできます。

※確定申告書や決算書は、初回決算前等で作成していない場合は提出不要です。

※選考にあたり、追加資料の提出やヒアリングをお願いする場合があります。

4 希望区画の申告

申込書に区画の希望順位をご記入いただきます。実際に使用いただく区画は、選考により決定します。

5 選考基準

下記の事業性、計画性、実現性、成長性、収益性、社会性の6つの視点から審査いたします。

①事業性	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱う商品やサービスに需要が見込まれるか ・事業内容は独自性や新規性を有し、セールスポイントが明確であり、他事業者との差別化が図れるものか ・10年後の目標とする事業規模は市内経済の活性化に寄与できるものであるか
②計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家支援スペース退去後も市内を主たる事業所とした具体的な事業展開を計画しているか ・市場環境の分析が明確であり、分析に基づいた事業戦略を立案しているか ・販売(営業)戦略はターゲットを意識したものであるか ・起業前の者については、市内で起業する具体的な計画が策定できているか ・時間軸が明確な事業展開計画を立案できているか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に具体性があり、実現可能性が高いか ・事業を展開するにあたり、十分な知識や経験を持ち合わせているか ・必要な事業資金を調達する計画は実現可能性が高いか
④成長性	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットとする市場は今後拡大が見込める市場であるか ・将来的な事業規模の拡大により、市内での雇用創出及び税収の増加が期待できるか ・経営にあたって必要な知識を有しているか、又は今後学習する強い意欲を有しているか
⑤収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・財務、会計に関する十分な知識を有しているか ・起業時及び起業家支援スペース退去時の収支計画は具体的かつ実現が期待できる内容であるか ・事業が軌道に乗った後、継続的に収益を上げられるビジネスモデルであるか
⑥社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活や消費者の買い物の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する、又は地域に好影響を与えることができる等、社会的機能を有するものであるか ・市内での賑わいの創出が期待できるか ・起業家スペースから転居後も含め、市のあらゆる事業に積極的に協力する意思があるか

6 選考方法

市が指定する日時、会場(市役所)で審査・選考委員会プレゼンテーションを実施します。審査・選考委員会プレゼンテーションでは選考委員に対して、申込者1名(1事業者)につき、10分間程度で提出した事業計画書等に基づき、事業についてのプレゼンテーションを行っていただきます(資料のスクリーン投影可の予定)。結果は後日書にて申込者に通知します。また、審査・選考委員会プレゼンテーションには、必ず代表者が参加してください。結果の通知時期は2025年(令和7年)7月下旬から8月上旬頃を予定しています。

なお、辞退者(期日までに使用申請をしない方)がいた場合や期間途中での使用停止があった場合などに繰上当選を行う可能性があります。

7 使用申請

上記により、やまと起業家支援スペース「Rigel」入居候補者に選定された方は、結果通知に従い、所定の期日までに行政財産の目的外使用申請(申請方法は後日ご案内いたします)をしていただきます。なお、使用期間中、年度毎に使用申請が必要です。

8 入居者の声

<良かった点>

スペースの広さ／居心地が良い／仕事がかどる／清潔感がある／家賃が安価で負担が少なく、起業のハードルを低くしてくれた／立地条件、アクセスが良い／市の施設であり、公共施設という信用力から集客で効果があった／水道光熱費が使用料に含まれる／室内やお手洗いが綺麗／建物内で一人じゃないという点で防犯などの観点に不安なく利用できた／自分の事務所を持つことによって意識が向上した／近隣自治体を見ても、これだけ安価で広いスペースを提供している自治体は大和市以外ないのではないかと思う／事業拡大するための道筋が作れた／市主催のセミナーに優先予約ができる／市主催のセミナーに優先的に参加が可能であり、そこから繋がる縁もあった／同じ志を持った仲間（他の入居者）と時間を共有し、交流・親睦が図れたこと／お手洗いや綺麗で電気や Wi-Fi も利用できる／「創業・経営なんでも相談会」などの市創業支援制度の案内があったこと／退去時、市内の事業所への転居に活用できる助成金があったこと／「起業家支援スペース」を活用できたことで、市内事業者や商工会議所青年部など多くの方々と円滑な交流が生み出せたと感じております／「安価な賃料と退去後助成金」が最大の魅力だと思います。入居中はもちろん、退去後にも市内で更に挑戦しようという気持ちを後押しして貰えました

<悪かった点>

室内の音や声が想像していたよりもはっきりと周りに聞こえるため、個人的な感想ではあるが、個人情報扱う電話や打合せには不向きであると感じた／フリースペースの利用者ではなく、同じような部室や事業者スペース利用者の各種音や会話が予想以上に聞こえてくるので、打ち合わせや電話はしにくいと感じます／空調設備は施設全体管理のため、個別に室内の温度調整ができない／天井部は開放されているため、防犯上、高価なものが置けない／スペースの施設は簡易的な南京錠のみである／施設全体での空調管理なので、夏場はともかく、冬場の設定温度をもう少し下げしてほしいと感じました／施設利用者の搬入搬出時などは、Rigel周辺がバタバタと慌ただしいと感じた日が多く残念でした。そういった日を事前に把握することは不可能だったので、タイミングが悪かったと諦めて場所を移すなどしていました

9 やまと起業家支援スペース「Rigel」の見学※必須

申込書類提出前に市職員立会いのもとで現地見学が必須になります。当日は、やまと起業家支援スペース「Rigel」についての簡単な説明を行います。見学ご希望の方は事前にお電話（産業活性課 046-260-5135）にてお問い合わせください。なお、土日祝日の市職員立会いによる見学は行いません。

10 お問い合わせ・申込書類の提出先

大和市役所 産業活性課（本庁舎1階）

<受付時間> 平日 8:30 ~ 17:00（12:00~13:00除く）

※土日祝はお休みです

<電話> 046-260-5135（直通）

<所在地> 〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1 大和市役所1階

ホームページはこちら



■配置図(市民活動拠点ベテルギウス1階)

